

平成 21 年 11 月 2 日

### 「口座振替受領申出票」の提出について

八戸市では、請求代金の受領に口座振替を希望される方には「口座振替受領申出票」を提出していただき、受領口座の管理をしております。つきましては、下記の事項にご留意のうえ提出してくださいようお願い申し上げます。なお、以前に「口座振替受領申出票」を提出された方（債権者コードを現在お持ちの方）で、登録内容に変更がない場合は提出は不要です。

#### 記

1. 平成 21 年 4 月 1 日より様式が変更になりました。申出者は請求者となります。  
記入例を参考にして、記入、押印漏れのないようお願いします。  
競争（指名）入札資格審査申請の申出者とは異なる場合がありますのでご注意ください。
2. 申出者と口座名義人が異なる場合は、受取人欄の記入が必要となります。
3. 申出者は、請求書等または契約書等に使用する印鑑を押印してください。  
（銀行での使用印鑑と異なる場合があります）
4. 前回提出した内容に変更がある場合は、変更年月日を記入してください。
5. 建設工事等の参加資格と物品・業務委託等の参加資格の両方に申請を行う場合には、どちらか一方に提出してください。
6. 工事前金払の請求をされる方は、前金払の受領口座についても提出をお願いします。
7. 新規で債権者コードを取得される方、今回の届出により債権者コードが変更になる方には、平成 22 年 3 月下旬に新しい債権者コードを郵便はがきにてお知らせします。

#### 【問い合わせ先】

〒031-8686 八戸市内丸1丁目1-1

八戸市 出納室 出納グループ

0178-43-2111 内線(230・430)